

第2回合併協議会提案

参 考 資 料 (第3回合併協議会協議事項)

参考資料 1	協議案第 12 号	資料 1	-----	P 1
		資料 2	-----	P 2
		資料 3	-----	P 7
		資料 4	-----	P 10

参考資料 2	協議案第 13 号	資料 1	-----	P 14
		資料 2	-----	P 15
		資料 3	-----	P 16
		資料 4	-----	P 17
		資料 5	-----	P 20

第3回の大館市・田代町合併協議会の協議資料ですので
当日に持参してください。

【 平成16年4月28日(水)午後1時30分 大館広域交流センター 】

【協議案第 12 号 資料 1】

現況及び調整方針

項目	大館市	田代町	調整方針
議員数	法定定数 30人 (地方自治法第91条第2項第6号) 条例定数 28人	法定定数 18人 (地方自治法第91条第2項第3号) 条例定数 16人	
任期満了日	平成19年4月30日	平成17年9月29日	
議員の報酬及び費用弁償	<p>【報酬について】</p> <p>議長 月額 428,000円 副議長 月額 389,000円 議員 月額 371,000円</p> <p>【期末手当について】</p> <p>期末手当職員の例による 16年度 6月 100分の160 12月 100分の170 期末手当の加算割合、 20% -セト</p> <p>【費用弁償について】</p> <p>旅費日当 3,000円 宿泊料 甲地方 14,800円 乙地方 13,300円 食卓料 3,000円 本会議及び委員会出席 費用弁償 1日 3,000円</p>	<p>【報酬について】</p> <p>議長 月額 276,000円 副議長 月額 250,000円 議員 月額 239,000円</p> <p>【期末手当について】</p> <p>期末手当職員の例による 16年度 6月 100分の160 12月 100分の170 期末手当の加算割合、 15% -セト</p> <p>【費用弁償について】</p> <p>旅費日当 県外2,000円 県内 0円 宿泊料 甲 12,000円 乙 10,000円 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会費用弁償有り(交通費のみ)</p>	
政務調査費	年額 240,000円 (月額 20,000円 × 12ヶ月)	なし	

市町村の議員の定数・在任に関する特例（合併特例法第6条、第7条）

市町村の合併が行われると、新設合併の場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失い、編入合併の場合は、編入する市町村議会の議員の身分には影響はありませんが、編入される市町村議会の議員はすべてがその身分を失うことになるのが原則です。

市町村の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項及び第2項で定められていますが、合併市町村の議員の定数は、合併関係市町村の議員の定数の総和に比べて少なくなる場合が多いことから、合併特例法第6条、第7条で激変緩和のために定数特例や、市町村建設計画の適切な実行のために在任特例の制度が設けられており、特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があります。

また、この協議については、合併前に合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。

選択の区分方式		新設合併の場合	編入合併の場合	
地方自治法による原則		合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。 P 3 (ア)	編入する市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。 P 4 (ア)	
合併特例法による特例	定数特例	合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。 P 3 (イ)	合併する市町村が協議を行い、編入する市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、それぞれ編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 この増員選挙は、これを行う事由の生じた日から50日以内に行う。 一方、編入をする市町村の議員の身分は、そのままである。 P 5 (イ)	編入合併の場合には、合併時に左記の「定数特例」により増員選挙を行う場合又は「在任特例」により引き続き議員として在任する場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙をすることができる。
	在任特例	合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。 P 4 (ウ)	合併する市町村が協議を行い、編入される市町村の議員が、編入をする市町村の議員の残任期間に合わせて、そのまま引き続き在任する。 P 6 (エ)	P 5 (ウ)、P 6 (オ)

- 1 法定定数の2倍以内 = 地方自治法第91条第2項に基づく上限数の2倍以内
 2 事由の生じた日 = 公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日

市町議会議員の定数・在任に関する特例の適用例

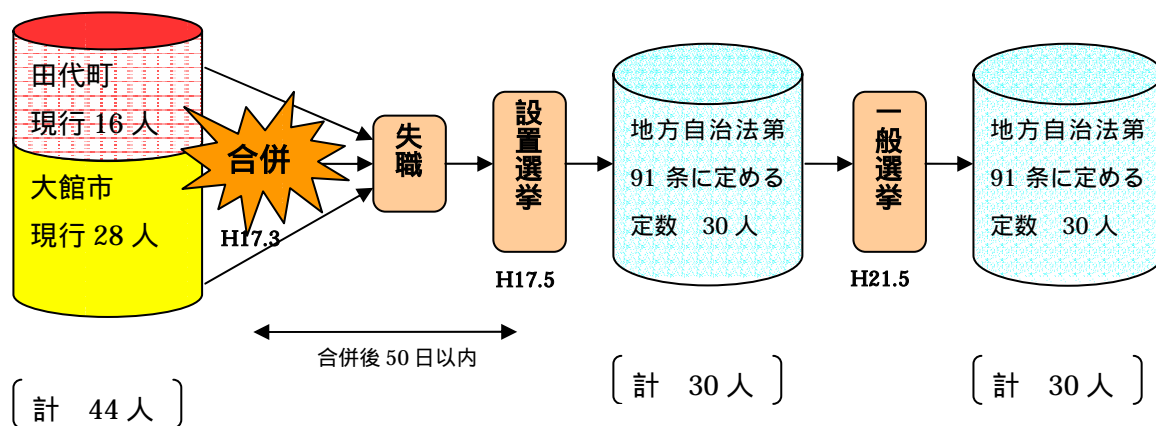
- 1市1町(大館市・田代町)合併の場合

注意：条例で定める市町村議員定数は、地方自治法第91条に定める上限数30人(人口5万-10万の自治体)またはそれを下回る人数でなければならない。下記の表においては、法91条の上限数「30人」を条例で新市議員定数として定めた場合を仮定している。

1. 新設合併の場合

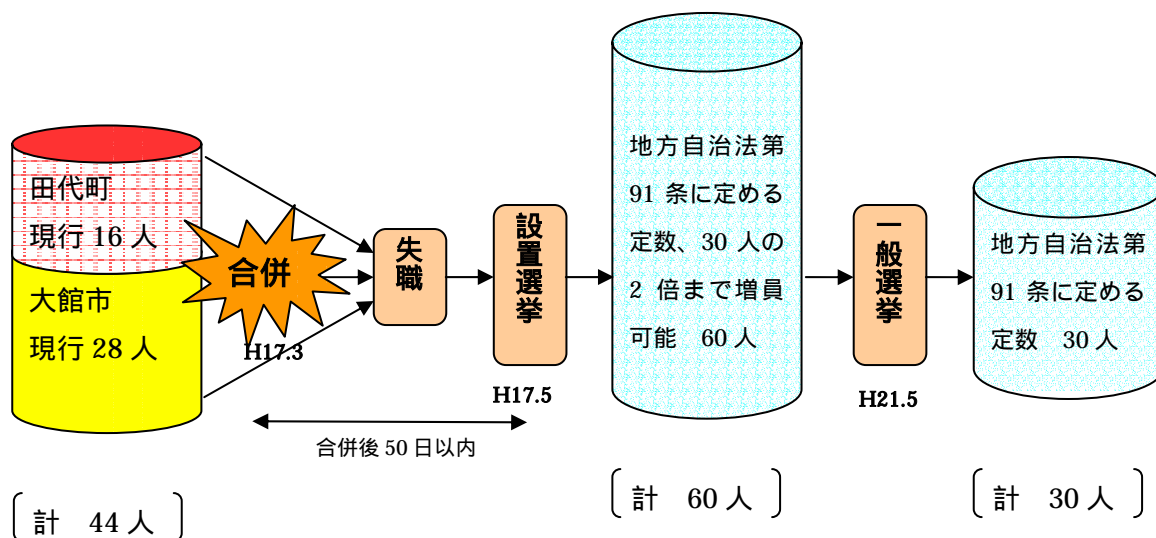
(ア)原則(特例措置の適用なし)

合併時点で、合併関係市町村の全員は失職。合併後50日以内に法定数に基づき議会の設置選挙を行う。



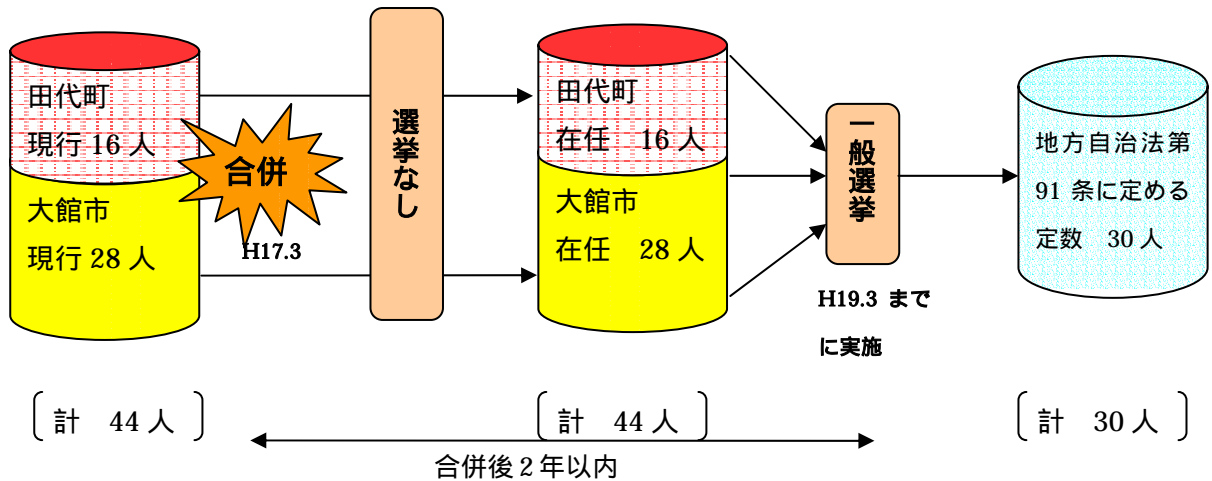
(イ)定数特例(法6条1項)

合併時点で合併関係市町村の全議員は失職。合併後50日以内に法定数の2倍以内で定めた定数に基づき議会の設置選挙を行う。



(ウ)在任特例(法7条1項)

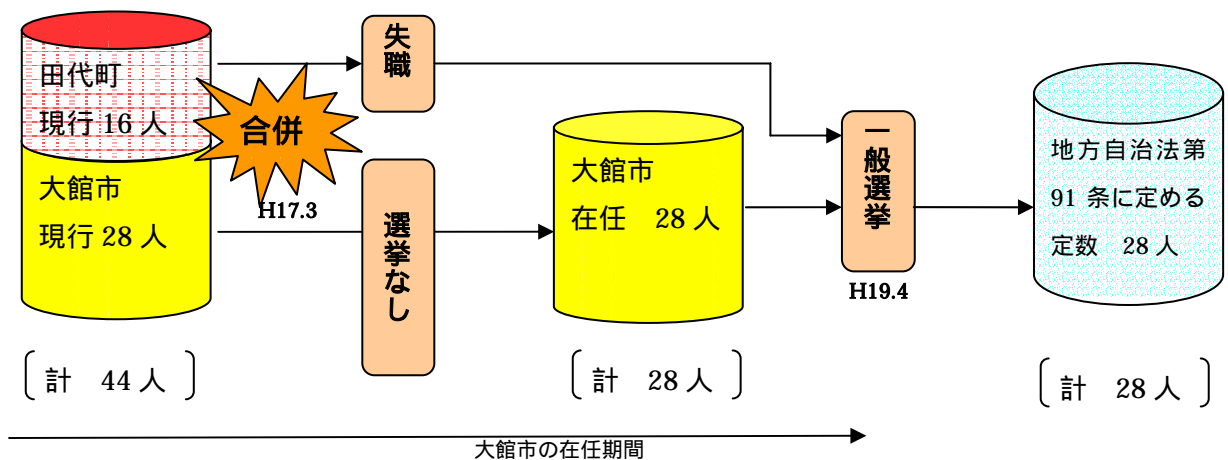
合併後2年以内の範囲で合併関係市町村が協議によって定める期間は旧市町村の全議員が存在する。



2. 編入合併の場合

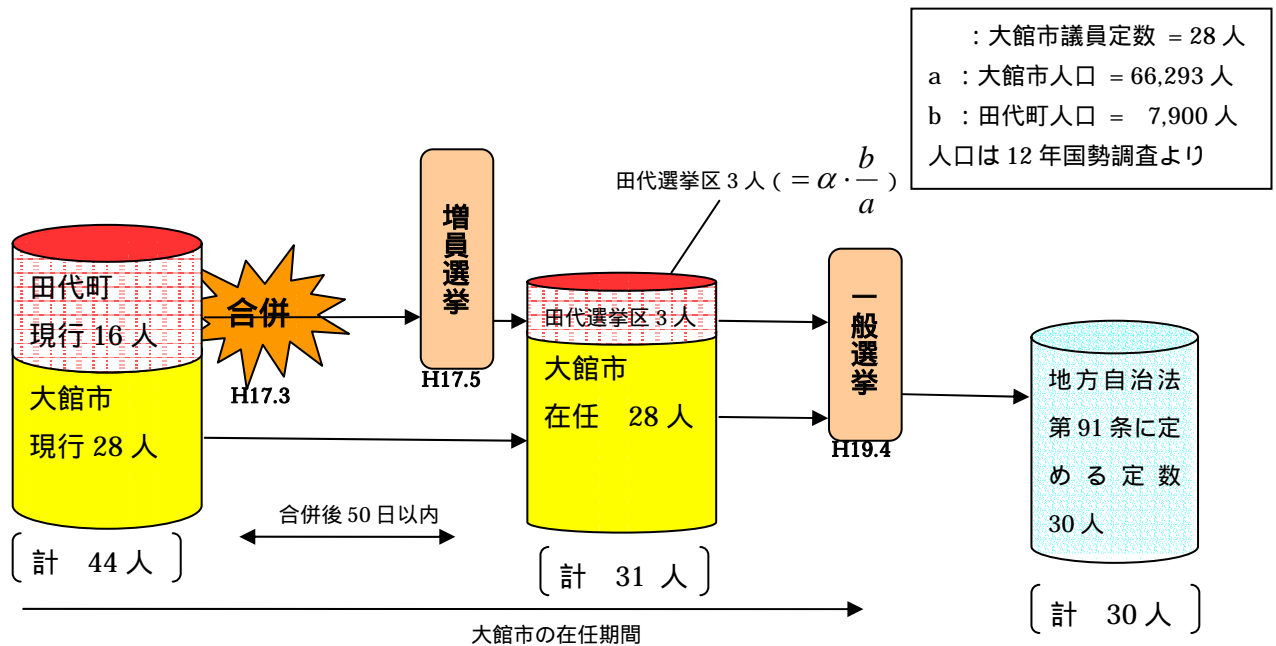
(ア)原則(特例措置の適用なし、条例定数を変えない場合)

編入される市町村の議員は全員失職。編入先の市町村の議員はそのまま在任。



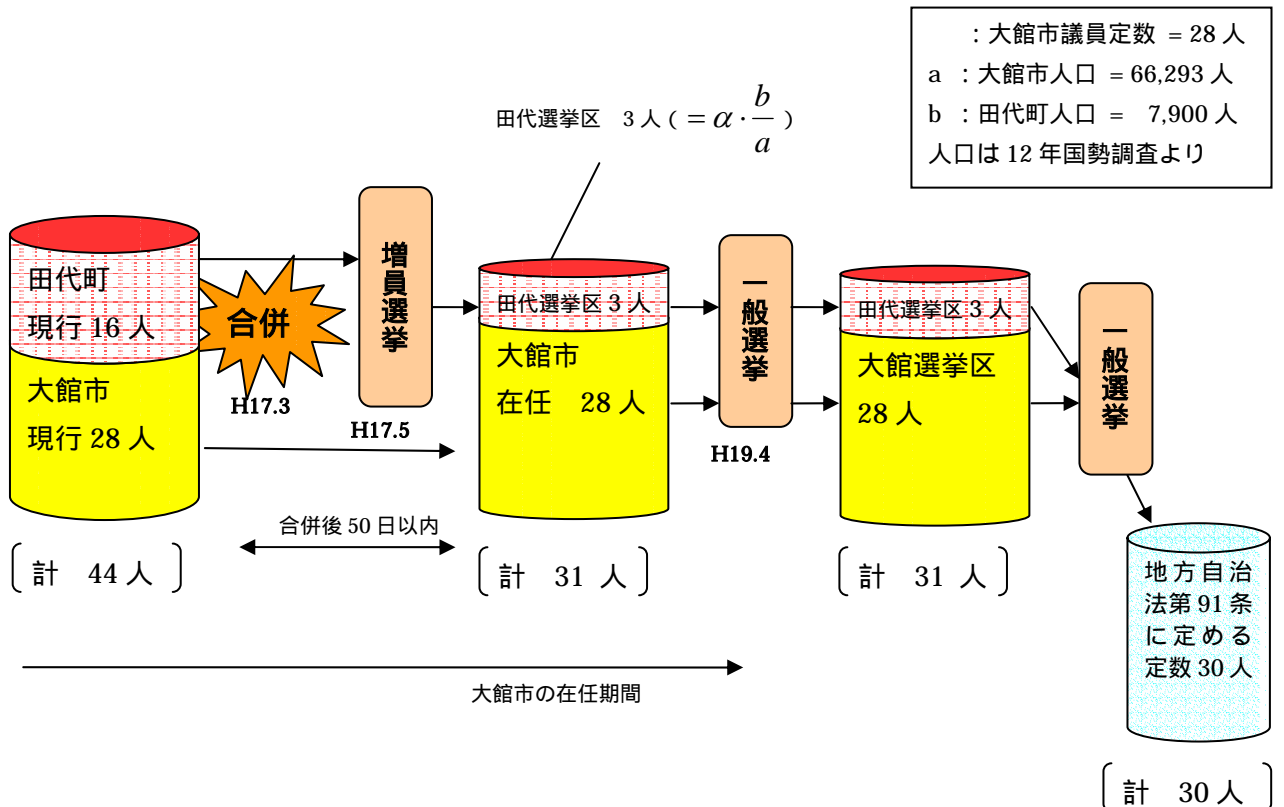
(イ) 定数特例（法6条2項）

合併後50日以内に、特例定数に基づき編入される市町村ごとに下記の人数を増員選挙（編入先の市町村議員はそのまま在任）。次回一般選挙は編入先の市町村の議員の任期満了時（H19.4）に実施。



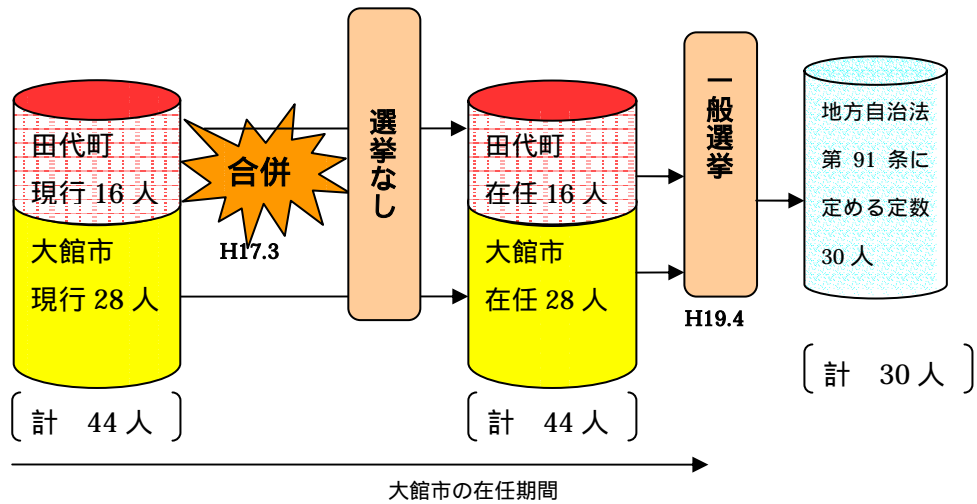
(ウ) 定数特例（法6条2項）と定数特例（法6条5項）

合併後50日以内に、特例定数に基づき編入される市町村ごとに下記の人数を増員選挙（編入先の市町村議員はそのまま在任）。さらに、合併後最初の一般選挙時にも、もう一回、定数特例を適用（延長）することができる。



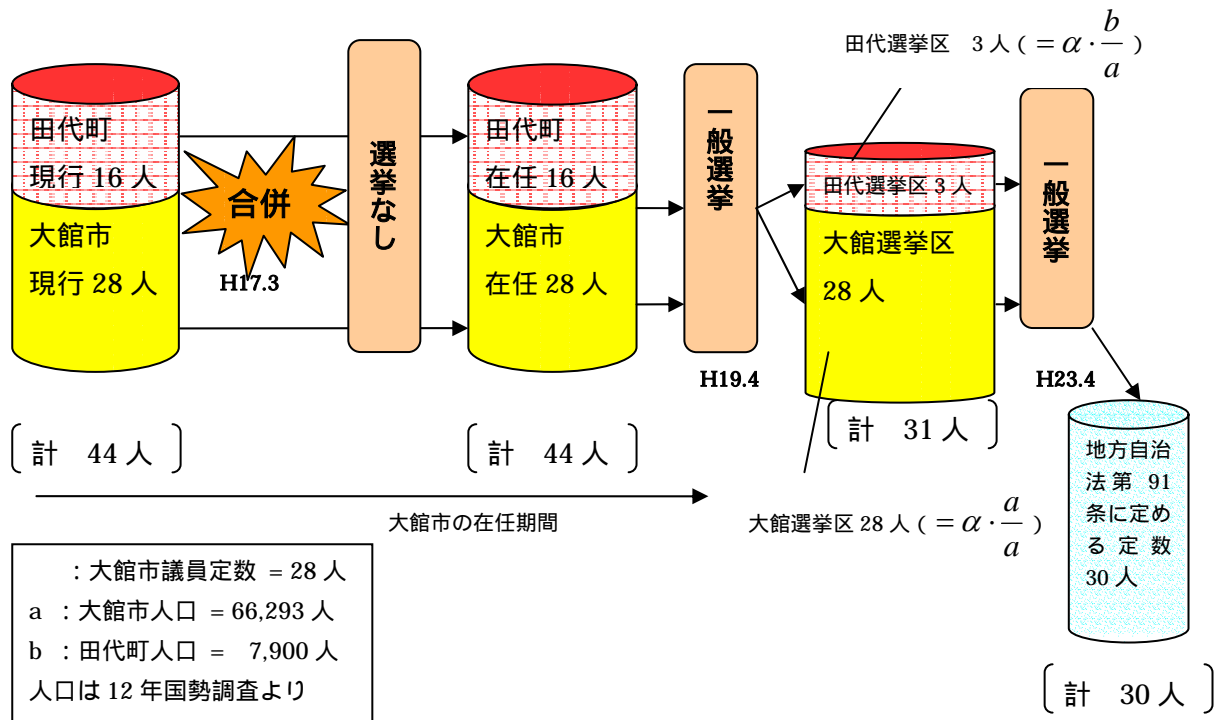
(工) 在任特例 (法 7 条 1 項)

編入される市町村の議員は編入先の市町村の議員の残任期間 (H19.4 まで) は全員在任 (編入先の市町村議員はそのまま在任)。



(オ) 在任特例 (法 7 条 1 項) と定数特例 (法 7 条 3 項)

編入される市町村の議員は編入先の市町村の議員の残任期間 (H19.4 まで) は全員在任 (編入先の市町村議員はそのまま在任)。さらに合併後最初の一般選挙時には、定数特例に基づき増員できる。



議会議員の定数及び任期に関する法令の抜粋

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人)

3 略

4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6～10 略

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

- 第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

秋 田 県 内 の 事 例

新設合併

合併協議会名	合併期日 予定	人口 (H12国調)	市町村名及び 議員数	特例 予定	特例期間予定	摘要
千畑町・六郷 町・仙南村合 併協議会	H16.11.1	24,207	千畑町 18 六郷町 16 仙南村 16 計 50	在任	H17.9.30まで 11ヶ月	調印済
大曲仙北合併 協議会	H17.3.22	98,326	大曲市 24 神岡町 16 西仙北町 18 中仙町 20 協和町 18 南外村 14 仙北町 18 太田町 18 計 146	在任	1年以内の期間 (具体的な適用 期間について は協議中)	協議中 (小委員会)
田沢湖・角館 ・西木合併協 議会	H17.3.31	33,565	角館町 20 田沢湖町 20 西木村 16 計 56	在任 (提案)	H17.10.31まで 7ヶ月 (提案)	協議中 (小委員会)
本荘由利一市 七町合併協議 会	H17.3	92,843	本荘市 24 矢島町 16 岩城町 16 由利町 16 鳥海町 16 東由利町 14 大内町 18 西目町 14 計 134	在任 (提案)	H17.10.31まで 7ヶ月 (提案)	協議中

新設合併

合併協議会名	合併期日 予定	人口 (H12国調)	市町村名及び 議員数	特例 予定	特例期間予定	摘要
湯沢雄勝合併 協議会	H17.3	58,504	湯沢市 24 稲川町 20 雄勝町 18 皆瀬村 14 計 76	在任 (提案)	H17.9.30まで 6ヶ月 (提案)	協議中
天王町・昭和 町・飯田川町 合併協議会	H17.3	35,711	天王町 20 昭和町 18 飯田川町 16 計 54	在任	特例の適用の期間 は協議中	協議中

編入合併

合併協議会名	合併期日 予定	人口 (H12国調)	市町村名及び 議員数	特例 予定	協議内容	摘要
秋田市・河辺 町・雄和町合 併協議会	H17.1.11	336,646	秋田市 42 河辺町 18 雄和町 18 計 78	なし	秋田市の条例定 数を42から46とす る。 秋田市42人、河 辺町2人、雄和町2 人として選挙区を 設け、河辺町、雄 和町の選挙区にお いて、増員選挙を 行う。	協議確認 済

県 外 事 例

新設合併

都道府県	新市名	合併期日	人口 (H12国調)	旧市町村名 及び議員数	特例	特例期間
香川県	さぬき市	H14.4.1	57,772	津田町 12 大川町 12 志度町 18 寒川町 12 長尾町 12 計 66	在任	1年1ヶ月
静岡県	静岡市	H15.4.1	706,513	静岡市 43 清水市 32 計 75	在任	2年間
福岡県	宗像市	H15.4.1	91,147	宗像市 22 玄海町 16 計 38	在任	1年7ヶ月
山梨県	南アルプス市	H15.4.1	70,116	八田村 16 白根町 20 芦安村 10 若草町 16 櫛形町 17 甲西町 16 計 95	在任	1年11ヶ月
岐阜県	山県市	H15.4.1	30,951	高富町 16 伊自良村 12 美山町 14 計 42	在任	1年1ヶ月
香川県	東かがわ市	H15.4.1	37,760	引田町 14 白鳥町 14 大内町 16 計 44	在任	2年間

編入合併

都道府県	新市名	合併期日	人口 (H12国調)	旧市町村名 及び議員数	特例	特例期間
茨城県	つくば市	H14.11.1	191,814	つくば市 36 茎崎町 16 計 52	在任	つくば市議員 の残任期間
広島県	福山市	H15.2.3	403,915	福山市 38 新市町 18 内海町 12 計 68	定数	増員選挙
広島県	廿日市市	H15.3.1	87,061	廿日市市 20 佐伯町 16 吉和村 8 計 44	在任	廿日市市議員 の残任期間
広島県	呉市	H15.4.1	205,382	呉市 34 下蒲刈町 10 計 44	定数	増員選挙
愛媛県	新居浜市	H15.4.1	125,814	新居浜市 34 別子山村 8 計 42	在任	新居浜市議員 の残任期間

【協議案第 1 3 号 資料 1】

現況及び調整方針

項目	大 館 市	田 代 町	調整方針
農業委員会委員の定数及び任期	【委員定数】 選挙 20人 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 合計 25人 【任期】 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	【委員定数】 選挙 10人 議会推薦 1人 農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 合計 13人 【任期】 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	
委員の報酬及び費用弁償	【報酬】 (月額) 会長 50,000円 職務代理者 37,000円 委員 35,000円 【費用弁償】 バス賃	【報酬】 (月額) 会長 31,000円 職務代理者 28,000円 委員 26,000円 【費用弁償】 実費旅費	

大館市及び田代町の農業委員会の概要

項目	大館市	田代町	計	摘要
行政面積	401.54 k m ²	306.77 k m ²	708.31 k m ²	
総人口	66,293 人	7,900 人	74,193 人	H12年国勢調査
世帯数	22,808 世帯	2,341 世帯	25,149 世帯	H12年国勢調査
農地面積	3,979 ha	1,340 ha	5,319 ha	H12年農業センサス
農家人口	13,331 人	3,589 人	16,920 人	H12年農業センサス
農家戸数	3,064 戸	825 戸	3,889 戸	H12年農業センサス
選挙区の数	4 選挙区 ・大館第一 (大館・長木・下川沿) ・大館第二 (釈迦内・花矢) ・大館第三 (真中・二井田) ・大館第四 (上川沿・十二所)	選挙区なし (田代全域で選挙)	5 選挙区	
農業委員の任期	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	任期3年	
農業委員の数	公選委員 20人 選任委員 5人 計 25人	公選委員 10人 選任委員 3人 計 13人	公選委員 30人 選任委員 8人 計 38人	
選挙人名簿	有権者 男 6,019 人 女 6,821 人 計 12,840 人	有権者 男 851 人 女 762 人 計 1,613 人	有権者 男 6,870 人 女 7,583 人 計 14,453 人	H15.3.31現在

農業委員会の委員の任期等の特例一覧

区 分		原 則	特 例 措 置			
			内 容	根拠法令		
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合	新設合併	在任	合併関係市町村の委員は、すべて失職するため、新たに委員を選出することになる。	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第1項、第2項	
		任期	—————	合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間		
	編入合併	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併関係市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第1項、第2項	
		任期	—————	編入する合併関係市町村の選挙による委員の在任期間		
	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	—————	従前の農業委員会がそのまま存続し、従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
			任期	—————	従前の任期の残任期間	
合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2つ以上の農業委員会を設置する場合	新設・編入合併	在任	—————	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項	
		任期	—————	合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間		

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令の抜粋

農業委員会等に関する法律

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(選挙による委員)

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、十人から四十人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各一人

二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者五人以内

(委員の任期)

第十五条 選挙による委員の任期は、三年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2～5 略

(境界の変更の場合の特例)

第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第二条の二 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(一) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 十アール(北海道にあつては、三十アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	二十人以下
2	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人以下
3	その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人以下

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。

秋 田 県 内 の 事 例

新設合併

合併協議会名	合併期日 予定	旧市町村名	選挙 委員	選任 委員	特例 予定	特例期間予定	摘要
千畑町・六郷 町・仙南村合 併協議会	H16.11.1	千畑町 六郷町 仙南村 計	12 9 10 31	4 3 6 13	在任	H17.7.19まで 8ヶ月 合併特例法第8条 第1項第1号	調印済
横手平鹿合併 協議会	H17.3.19	横手市 平鹿町 雄物川町 大森町 大雄村 山内村 計	20 18 16 13 10 12 89	6 4 6 5 4 4 29	在任 (提案)	H17.7.19まで 4ヶ月 合併特例法第8条 第1項第1号 (提案)	協議中
大曲仙北合併 協議会	H17.3.22	大曲市 神岡町 西仙北町 中仙町 協和町 南外村 仙北町 太田町 計	17 10 13 14 12 10 12 12 100	5 5 3 6 3 4 5 6 37	在任	H17.7.19まで 4ヶ月 合併特例法第8条	協議確認 済
田沢湖・角館 ・西木合併協 議会	H17.3.31	角館町 田沢湖町 西木村 計	11 14 10 35	5 5 5 15	在任 (提案)	H17.7.19まで 4ヶ月 農業委員会法第34 条第1項 (提案)	協議中
湯沢雄勝合併 協議会	H17.3	湯沢市 稲川町 雄勝町 皆瀬村 計	20 10 15 10 55	4 4 3 4 15	在任	H17.7.31まで 4ヶ月 合併特例法第8条 第1項第1号	協議確認 済

新設合併

合併協議会名	合併期日 予定	旧市町村名	選挙 委員	選任 委員	特例 予定	特例期間予定	摘要
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	H17.3	天王町 昭和町 飯田川町 計	10 11 11 32	7 4 4 15	在任 (提案)	H17.7.19まで 4ヶ月 合併特例法第8条 第1項第1号 (提案)	協議中

編入合併

合併協議会名	合併期日 予定	旧市町村名	選挙 委員	選任 委員	特例 予定	特例期間予定	摘要
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	H17.1.11	秋田市 河辺町 雄和町 計	20 12 11 43	7 5 5 17	在任	H17.7.19まで 7ヶ月 合併特例法第8条 第1項第2号	協議確認済